

令和5年第6回
島尻消防組合議会11月臨時会

会議録

令和5年11月29日(水)

令和5年第6回 島尻消防組合議会				1日目
11月臨時会				
招集月日	令和5年11月29日(水)			
招集場所	島尻消防組合消防本部 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	運天 貴也
時及び宣告	閉会	午前10時13分	議長	運天 貴也
出席(応招)第6回 11月臨時会	議員番号	氏名		
	1番	仲間 光枝		
	2番	宮城 勝也		
	3番	森山 悟		
	4番	新垣 勝夫		
欠席(不応招)議員				
議事録署名議員		3番 森山 悟	4番 新垣 勝夫	
職務の為議場に出席した者		書記 新垣 輝		
地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名	管理者	古謝 景春	第一警備課長	新垣 強
	副管理者	新垣 安弘	第二警備課長	仲村 常司
	消防長	屋比久 学	第三警備課長	平安名 勲
	次長兼総務課長	島袋 清正		
	署長兼警防課長	城間 功		
	会計管理者 兼会計課長	比嘉 典夫		
	予防課長	大城 学		

令和5年第6回島尻消防組合議会 11月臨時会会期日程表

会期	月日	会議区分	会議時刻	日 程
1	十一月二十九日 (水)	本 会 議	10時	第1. 会議録署名議員の指名について 第2. 会期の決定について 第3. 諸般の報告について 第4. 管理者あいさつ 第5. 島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

会 期 令和5年11月29日(水) 1日間

令和5年第6回島尻消防組合議会 11月臨時会議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3		諸般の報告について	
第4		管理者あいさつ	
第5	議案第22号	島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	

令和5年第6回島尻消防組合議会 11月臨時会

午前10時00分

議長（運天貴也）

みなさん、おはようございます。これより令和5年第6回島尻消防組合議会11月臨時会を開会したいと思います。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行ないます。島尻消防組合議会会議規則第71条により本日の会議録署名議員は3番森山悟議員、4番新垣勝夫議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題と致します。本臨時議会の会期は、本日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか、（「異議なし」の呼ぶ者あり）異議なしと認めます。

よって本会議は11月29日の1日間と決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。管理者より、議案第22号は、「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」が提出されております。本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第四、管理者あいさつについてです。管理者古謝景春。

管理者（古謝景春）

おはようございます。令和5年第6回島尻消防組合議会11月臨時会を本日招集いたしましたところ、ご出席を賜りありがとうございます。臨時会の開催にあたりご挨拶を申し上げます。

さて、当組合では秋季全国火災予防運動の行事として、去る10月22日（日）南城市観光振興拠点施設において「島尻消防フェスタ2023」を開催しております。この行事は子ども達を対象に、消防体験をとおして防火・防災の意識を根付かせることで、火災のない安全で明るい街づくりを推進し、さらに子ども達が将来消防士を目指すきっかけになることを目的としています。

また、11月9日（木）に初の試みとして久高島で防火パレードを行っております。消防職員の指導のもと、子ども達と消防団員が連携し、住民に対して火災予防に関する啓蒙活動を行い地域一丸となって取組んでおります。今後も火災予防に関するイベントを積極的に行い、地域住民への更なる防火意識の高揚に努めてまいります。

本日の臨時会は、1件の議案を提出しております。議案第22号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、であります。人事委員会の勧告による給与に関する条例の一部改正でありますので、慎重審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（運天貴也）

日程第五、「議案第22号」であります。「議案第22号島尻消防組合職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例について」を議題とします。提案者から提案理由を求めます。提案者屋比久消防長。

消防長（屋比久学）

おはようございます。議案第22号についてご説明申し上げます。議案第22号島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。島尻消防組合職員の給与に関する条例（昭和50年10月21日条例第1号）の一部を別紙のとおり改正するものでございます。令和5年11月29日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、令和5年沖縄県人事委員会勧告及び構成市町の給与改定を考慮し、当組合職員の給与に関する条例を一部改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

改正概要につきましては、行政職給料表、期末手当及び勤勉手当について所要の改正を行うものでございます。行政職給料表につきましては、公民格差を解消するため、初任給をはじめ若年層に重点をおき、給料月額を引き上げるものでございます。期末手当、勤勉手当につきましては、民間の支給割合を踏まえ、引き上げるものでございます。それでは6ページの新旧対照表をお願いいたします。

第1条島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第16条第3項中、「同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」とするを、「6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70とする。」に改めるものでございます。

第19条第2項第1号中「100分の97.5」を「6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に、同項第2号中「100分の47.5」を「6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改めるものでございます。

7ページをお願いいたします。別表第一を次のように改めるものでございます。

13ページの新旧対照表をお願いいたします。第2条島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第16条第3項中「100分の67.5」を「100分の68.75」に「100分の70」を「100分の68.75」に改めるものでございます。第19条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の102.5」に、「100分の107.5」を「100分の102.5」に、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の50」を「100分の48.75」に改めるものでございます。

5ページお願いいたします。附則といたしまして、施行期日等につきまして、第1項この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項、第1条の規定による改正後の島尻消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の

給与条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用するものでございます。給与の内払、第3項、改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の島尻消防組合職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすものでございます。

構成市町に準じた改正でございます。新旧対照表等をご参照いただきご審議のほどお願い申し上げます。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

3番（宮城勝也）

はいお願いします。説明でだいぶ内容のほうは分かったと思います。

第1条によっては、令和5年4月1日から適用となりますので、遡って増額分の支給が行なわれると思いますが、遡及分の支給をいつ頃行うのか、それに応じて八重瀬町でも同じような臨時会で補正予算の議案もあったんですけど、島尻消防では条例の改正であります、そのあたりの対応がどのようになっているのか、もう一点この改正後によって年間の給与として期末、勤勉手当の増額になると思いますが、どの程度の増額になるのかその意見をお伺い致します。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの質問についてお答えいたします。確かにですね。人事委員勧告での遡及となりますけれども、補正に対しましては、給与に関しましては、2月の最終補正のほうで組み換えを致しまして対応しようと思っております。あと賞与に関しましては、同じ節内のほうで組み換えを致しまして対応しようと思っております。あと金額に関しまして、総額で給与あと賞与のほうを含めまして850万ほど増額ということとなっております。以上です。

3番（宮城勝也）

4月1日から11月分、遡って支給になるものについては、支給の時期はいつになるのかそのあたりの説明をお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

今度の給与改定表で4月から遡及となっておりますので、4月から11月分に関しては、12月分の給与の方の査定で支払いとなっております。以上です。

3番（宮城勝也）

はい分かりました。

議長（運天貴也）

他にございますか。（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行ないます。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

議長（運天貴也）

これより採決にはいります。「議案第 22 号島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は原案とおりの可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。以上で、議案第 22 号を終わります。

本臨時会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。令和 5 年第 6 回島尻消防組合議会 11 月臨時会を閉会します。